

「車いす少女の中学入学を拒否…」の報道に接して

新聞報道で「車いす少女の中学入学を拒否…、財政難理由に」の記事を目にしていた。

記事の概要は、地域の小学校を卒業した脳性マヒで下半身や右腕などに不自由さがある少女が、教委の就学指導委員会から、地域の中学校は斜面に立つ校舎（4階建て）で階段が多く、バリアフリー化は財政的に厳しいことから入学を拒否され、養護学校への入学を勧められているというものであった。

この少女の問題が TV の報道特集でも取り上げられていたのをたまたま見た。

番組を見た限りでは、少女は医療的ケアが必要な症状ではなく、食事も自力ででき、不自由さを伴いながらも書字、会話もでき、車いすも手動で少しの距離は移動できる。

これだけの手掌のコントロールがあれば、PC 操作・活用や電動車いすの操作・移動は可能と思う。

同じ地域の小学校ではこの少女のために、道路から斜面に立つ校舎までかなり長いスロープ、トイレの改良、2F への移動等のために二人の介助員も配置していた。

本人、親御さんにすれば、同地域内の中学校へ進学できると思っていたのは至極当然だと思う。

町長は「命の大切さを考えればこそその判断で、理解してもらいたい。」と話しているようだが、少女自身の症状からくる命の危険性というより、中学校だけに教科により教室移動が多いので、校内外の移動時等の事故等を心配しての言葉としか想像できないのが…（この危険性は、全ての生徒に云えること）。

障害児や医療的ケアを必要とする子どもの地域の学校への入学問題では、「もし何かあったら、誰が責任を取るのか！」という形式的責任論の議論になり、結局不許可になりがち。

番組でも、「何かあっても問題化しない」という親の姿勢に、「何かあった時は親の書類は何の意味も持たない！」とのニュアンスの関係者の発言も紹介されていたが、正に形式的責任論の象徴的なもの。

日本が署名した（批准はまだ）国連の障害者の権利条約「第 24 条 教育 2-2 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。（日本政府仮訳文）」を、この町の教委は知らないのだろうか。

小学校での実践こそこの条約の先行施行だというのに、中学校入学拒否は全くの逆方向。同じ教委のことだけに、残念でならない。